

関係機関・団体が行う労働相談・個別労働紛争解決制度等の一覧表

利用目的	実施機関	制度	頁
【労働相談】 (労働問題に関するあらゆる分野が対象)	広島労働局 (総務部企画室)	◆電話や面談による相談	1
	広島労働局 (雇用均等室) (男女雇用機会均等法, 育児・介護休業法, パートタイム労働法)	◆電話や面談による相談	1
	広島県 (商工労働局雇用労働政策課)	◆電話や面談による相談 ◆特別労働相談(弁護士相談)	2
	日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス)	◆情報提供(法制度情報, 窓口情報) ◆民事法律扶助	2
	広島県社会保険労務士会	◆電話や面談による相談	2
	広島弁護士会	◆無料電話相談	3
【助言等による紛争解決】 (紛争当事者に対する問題点の指摘や解決の方向の示唆によって自主的な紛争解決を促進する制度)	広島労働局 (総務部企画室)	◆労働局長による助言・指導	4
	広島労働局 (雇用均等室) (男女雇用機会均等法, 育児・介護休業法, パートタイム労働法)	◆労働局長による助言・指導・勧告	4
【あっせん等による紛争解決】 (あっせん委員が紛争当事者間の調整を行い, 話し合いの促進により紛争解決を図る制度)	広島労働局 (総務部企画室)	◆あっせん	5
	広島労働局 (雇用均等室) (男女雇用機会均等法, 育児・介護休業法, パートタイム労働法)	◆調停	5
	広島県 (労働委員会)	◆あっせん	6
	広島県社会保険労務士会	◆あっせん	6
【司法手続】 (労働審判, 調停, 訴訟により紛争解決を図る手続)	広島地方裁判所	◆労働審判 ◆その他の手続(調停, 少額訴訟)	7

関係機関・団体が行う労働相談・個別労働紛争解決制度等の一覧表

【労働相談】（労働問題に関するあらゆる分野が対象）

利用目的	実施機関	制度の概要及び特徴	受付場所及び時間、利用方法
<p>県内事業場に働く労働者、事業主からの ・解雇、雇止め、労働条件の引下げ、配置転換等の労働条件に関する事項 ・募集・採用、いじめ・嫌がらせなど労働問題に関する事項</p> <p>の相談</p>	<p>広島労働局総務部 企画室</p>	<p>【電話や面談による相談】 広島労働局総務部企画室、各労働基準監督署に総合労働相談員を配置して、電話や面談での労働に関する相談に応じています。 (但し広島労働局雇用均等室で取り扱う男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談を除きます。)</p>	<p>ご相談は、下記のコーナーにお寄せ下さい。 広島中央総合労働相談コーナー (広島中央労働基準監督署内) 082-221-2460 (広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階) 呉総合労働相談コーナー (呉労働基準監督署内) 0823-22-0005 福山総合労働相談コーナー (福山労働基準監督署内) 084-923-0005 三原総合労働相談コーナー (三原労働基準監督署内) 0848-63-3939 尾道総合労働相談コーナー (尾道労働基準監督署内) 0848-22-4158 三次総合労働相談コーナー (三次労働基準監督署内) 0824-62-2104 広島北総合労働相談コーナー (広島北労働基準監督署内) 082-812-2115 廿日市総合労働相談コーナー (廿日市労働基準監督署内) 0829-32-1155 広島労働局総合労働相談コーナー (広島労働局総務部企画室内) 082-221-9296 (広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階) 受付時間 原則祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日8:30～17:00 (相談コーナーによっては平日でも非番日があり、受付時間も8:30～16:30、又は9:00～17:00の場合があります。)</p>
<p>・ 男女雇用機会均等法(性別による差別的取扱い(賃金を除く)、結婚・妊娠・出産・産前産後休業取得等を理由とする解雇などの不利益取扱い、セクシュアルハラスメント等)に関する事項</p> <p>・ 育児・介護休業法(育児休業制度、介護休業制度等仕事と育児・介護両立支援制度及び制度の申出・取得を理由とする不利益取扱い)に関する事項</p> <p>・ パートタイム労働法(パートタイム労働者に係る待遇の差別的取扱いの禁止、通常の労働者への転換を推進するための措置等)に関する事項</p> <p>の相談</p>	<p>広島労働局 雇用均等室</p>	<p>【電話や面談による相談】 広島労働局雇用均等室の職員が電話や面談での相談に応じています。</p>	<p>広島労働局 雇用均等室 TEL 082-221-9247 FAX 082-221-2356 (広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階) 受付時間 原則祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日8:30～17:15</p>

利用目的	実施機関	制度の概要及び特徴	受付場所及び時間、利用方法
<p>◆対象者 従業員(労働者) 事業主</p> <p>◆相談内容 労働に関する困りごと (賃金、労働時間、解雇、退職等)</p>	<p>広島県商工労働局 雇用労働政策課</p>	<p>◆一般労働相談 ・労働相談員が、労働問題全般について、電話や面接で相談をお受けします。</p> <p>◆特別労働相談(弁護士相談)《予約制》 ・弁護士が、一般労働相談のうち法律問題や法的な対応が必要なものについて、面接で相談をお受けします。</p> <p>◇相談無料, 秘密厳守</p>	<p>窓口に直接お越しいただくか、電話してください。</p> <p>◆広島県労働相談コーナーひろしま 広島市中区基町10-52 県庁東館3階 0120-570-207</p> <p>◆広島県労働相談コーナーふくやま 福山市三吉町一丁目1-1 福山庁舎第2庁舎1階 0120-570-237</p> <p>◇受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00</p> <p>◆特別労働相談 ひろしま 奇数月第3水曜日 13:00～15:00 ふくやま 偶数月第3水曜日 13:00～15:00</p>
<p>労働に関する問題全般。法的トラブルであれば、労働に関すること以外でもお聞きします。</p>	<p>日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス広島)</p>	<p>【情報提供】 ・法的トラブルの解決に役立つ法制度情報や、相談窓口情報を電話や面談により、無料で提供しています。</p> <p>【民事法律扶助】 ・経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったとき、無料で面談による法律相談を行い、必要な場合には弁護士や司法書士費用の立替えを行っています。</p>	<p>【情報提供】 法テラス広島 TEL050-3383-5485 ご利用時間 平日9:00～16:00(祝日・年末年始を除く) サポートダイヤル TEL0570-078374 ご利用時間 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>【民事法律扶助による法律相談援助】 事前電話予約制 予約先 法テラス広島 TEL050-3383-5483 (広島市中区八丁堀2-31広島鴻池ビル1階) 相談日 毎週火・木曜日 13:30～16:30(祝日・年末年始を除く) 無料・面談形式。但し、資力基準を満たす方が対象、同一問題で3回まで利用可。</p>
<p>【総合労働相談所】 働く人、経営者からの労働に関するトラブル、悩みごと、労働に関する質問、人事・労務管理に関する相談</p>	<p>広島県社会保険労務士会</p>	<p>【総合労働相談所】(電話や面談による相談) 無料で特定社会保険労務士が相談に応じます。</p>	<p>【総合労働相談所】 広島市中区橋本町10-10広島インテスビル5階 第2、4木曜日 10:00～16:00 TEL 082-221-0610</p>

利用目的	実施機関	制度の概要及び特徴	受付場所及び時間、利用方法
<ul style="list-style-type: none"> ●解雇された ●給料を払ってくれない ●残業代を払ってくれない ●セクハラ・パワハラを受けている ●仕事中にケガをした ●その他でお困りの方 など労働問題についての相談	広島弁護士会	<p>【無料電話相談】 弁護士が、毎週水曜日(午後3時～午後7時まで)労働問題について無料の電話相談に応じています。</p>	毎週水曜日、午後3時から午後7時までの間に、専用電話番号080-2936-9497にお電話ください。 予約不要 話し中の場合には、しばらくたってからおかけ直してください。 祝日、年末年始、GW期間その他都合によりお休みすることがあります。

【助言等による紛争解決】（紛争当事者に対する問題点の指摘や解決の方向の示唆によって自主的な紛争解決を促進する制度）

利用目的	実施機関	制度の概要及び特徴	受付場所及び時間、利用方法
<p>県内事業場に働く労働者、事業主の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争 ・いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争 ・会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争 ・募集・採用に関する紛争 ・その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争 <p>の紛争解決</p>	<p>広島労働局総務部 企画室</p>	<p>【労働局長による助言・指導】 広島労働局総務部企画室、各労働基準監督署に総合労働相談員を配置して、一方の紛争当事者からの申出により、双方の主張をお伺いしながら個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決するためのお手伝いを行います。 (但し広島労働局雇用均等室で取り扱う男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する申出を除きます。)</p>	<p>申出は、下記のコーナーで面談の上受け付けます。</p> <p>広島中央総合労働相談コーナー (広島中央労働基準監督署内) 082-221-2460 (広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階)</p> <p>呉総合労働相談コーナー (呉労働基準監督署内) 0823-22-0005</p> <p>福山総合労働相談コーナー (福山労働基準監督署内) 084-923-0005</p> <p>三原総合労働相談コーナー (三原労働基準監督署内) 0848-63-3939</p> <p>尾道総合労働相談コーナー (尾道労働基準監督署内) 0848-22-4158</p> <p>三次総合労働相談コーナー (三次労働基準監督署内) 0824-62-2104</p> <p>広島北総合労働相談コーナー (広島北労働基準監督署内) 082-812-2115</p> <p>廿日市総合労働相談コーナー (廿日市労働基準監督署内) 0829-32-1155</p> <p>広島労働局総合労働相談コーナー (広島労働局総務部企画室内) 082-221-9296 (広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階)</p> <p>受付時間 原則祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日8:30～17:00 (相談コーナーによっては平日でも非番日があり、受付時間も8:30～16:30、又は9:00～17:00の場合があります。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女雇用機会均等法(性別による差別的取扱い(賃金を除く)、結婚・妊娠・出産・産前産後休業取得等を理由とする解雇などの不利益取扱い、セクシュアルハラスメント等)に関する事項 ・ 育児・介護休業法(育児休業制度、介護休業制度等仕事と育児・介護両立支援制度及び制度の申出・取得を理由とする不利益取扱い)に関する事項 ・ パートタイム労働法(パートタイム労働者に係る待遇の差別的取扱いの禁止、通常の労働者への転換を推進するための措置等)に関する事項 <p>の紛争解決</p>	<p>広島労働局 雇用均等室</p>	<p>【労働局長による助言・指導・勧告】 広島労働局雇用均等室の職員が、労働者と事業主との間のトラブルを公正・中立な立場から、当事者双方の意見を聴取し、問題解決に必要な具体策を提示することにより、トラブルを解決するための援助を行います。</p>	<p>申出は、下記の場所で電話や面談の上受け付けます。</p> <p>広島労働局 雇用均等室 TEL 082-221-9247 FAX 082-221-2356 (広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階)</p> <p>受付時間 原則祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日8:30～17:15</p>

【あっせん等による紛争解決】（あっせん委員が紛争当事者間の調整を行い、話し合いの促進により紛争解決を図る制度）

利用目的	実施機関	制度の概要及び特徴	受付場所及び時間、利用方法
<p>県内事業場に働く労働者、事業主の ・解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争 ・いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争 ・会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争 ・その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争</p> <p>の紛争解決</p>	<p>広島労働局総務部 企画室</p>	<p>【広島紛争調整委員会によるあっせん】 紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者（あっせん委員）が入り、双方の主張の要点を確かめつつ話し合いを促進することで紛争当事者間の調整を行い、あっせん案を提示するなど、具体的に紛争の解決を図ります。 （但し広島労働局雇用均等室で取り扱う男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する申請を除きます。）</p>	<p>申請書は、下記のコーナーで持参又は郵送により受け付けます。 広島中央総合労働相談コーナー （広島中央労働基準監督署内）082-221-2460 （広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階） 呉総合労働相談コーナー （呉労働基準監督署内）0823-22-0005 福山総合労働相談コーナー （福山労働基準監督署内）084-923-0005 三原総合労働相談コーナー （三原労働基準監督署内）0848-63-3939 尾道総合労働相談コーナー （尾道労働基準監督署内）0848-22-4158 三次総合労働相談コーナー （三次労働基準監督署内）0824-62-2104 広島北総合労働相談コーナー （広島北労働基準監督署内）082-812-2115 廿日市総合労働相談コーナー （廿日市労働基準監督署内）0829-32-1155 広島労働局総合労働相談コーナー （広島労働局総務部企画室内）082-221-9296 （広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階） 受付時間 原則祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日8:30～17:00（相談コーナーによっては平日でも非番日があり、受付時間も8:30～16:30、又は9:00～17:00の場合があります。）</p>
<p>・ 男女雇用機会均等法（性別による差別的取扱い（賃金を除く）、結婚・妊娠・出産・産前産後休業取得等を理由とする解雇などの不利益取扱い、セクシュアルハラスメント等）に関する事項 ・ 育児・介護休業法（育児休業制度、介護休業制度等仕事と育児・介護両立支援制度及び制度の申出・取得を理由とする不利益取扱い）に関する事項 ・ パートタイム労働法（パートタイム労働者に係る待遇の差別的取扱いの禁止、通常の労働者への転換を推進するための措置等）に関する事項</p> <p>の紛争解決</p>	<p>広島労働局 雇用均等室</p>	<p>【調停】（機会均等調停会議・両立支援調停会議・均衡待遇調停会議） 労働問題の専門家である調停委員が、紛争当事者である労働者と事業主双方から事情を伺い、調停案を作成し、調停案の受諾を勧告することにより、紛争の解決を促進します。</p>	<p>申請書は下記の場所で持参又は郵送により受け付けます。 広島労働局 雇用均等室 TEL 082-221-9247 FAX 082-221-2356 （広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階） 受付時間原則祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日8:30～17:15</p>

利用目的	実施機関	制度の概要及び特徴	受付場所及び時間、利用方法
<p>労働者個人と事業主との間で生じた労働トラブル※のあっせんによる解決</p> <p>※ 解雇，労働条件の切下げ（賃金，一時金，退職金，労働時間，休日・休暇など），配転出向，懲戒処分，パワハラ・セクハラなど</p>	<p>広島県労働委員会</p>	<p>【労働委員会によるあっせん】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者個人と事業主との間で起きた労働トラブルについて，労働問題に経験豊かなあっせん員が，双方の言い分を聞いて，話し合いによる解決をお手伝いします。 ・労働委員会の公益委員（学識経験者など），労働者委員（労働組合役員など），使用者委員（会社役員など）と事務局職員からなるあっせん員が丁寧なあっせんを行います。 <p>費用は無料，秘密厳守</p>	<p>あっせんに関する相談は（メールでの御相談も受け付けています。）</p> <p>◆広島県労働委員会事務局 〒730-8511 広島市中区基町9-42 （広島県庁東館7F） TEL 082-513-5162 FAX 082-228-2075 E-mail roui@hiroshima.pref.lg.jp</p> <p>【受付】平日：8時30分～12時，13時～17時まで</p> <p>ホームページもご覧ください。 http://www.work2.pref.hiroshima.jp/roui/</p>
<p>職場で起きた経営者と労働者間のトラブルの解決</p>	<p>広島県社会保険労務士会</p>	<p>【社労士会労働紛争解決センター広島によるあっせん】</p> <p>「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する（ADR法）法律」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見を活かし、発生してしまった個別労働関係紛争を、「あっせん」の手続きにより、簡易、迅速、低廉（当面无料、所定時間外対応）に円満解決します。</p>	<p>【社労士会労働紛争解決センター広島】</p> <p>広島市中区橋本町10-10広島インテスビル5階 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～17:00 TEL082-212-4481</p>

【司法手続】（労働審判、調停、訴訟により紛争解決を図る手続）

利用目的	実施機関	制度の概要及び特徴	受付場所及び時間、利用方法
<p>労働審判にあつては、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルが対象</p>	<p>広島地方裁判所</p>	<p>【労働審判】 ・労働審判官(裁判官)1人と労働関係の専門家である労働審判員2人の計3人で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断(労働審判)を行う制度です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。 ・広島県では、広島地方裁判所(本庁)のみで行われる手続です。</p> <p>【その他の手続】 ・調停→調停委員が間に入り、話し合いによる紛争の解決を図る手続です。 ・訴訟→裁判官の判決によって紛争の解決を図る手続です。 ・少額訴訟→60万円以下の金銭要求(給与等)で、紛争があまり複雑でない場合に、原則として1回の期日で審理を終えて判決を言い渡す手続です。 ・なお、裁判所では、上記の手続説明は行いますが、法律相談はできません。</p>	<p>【労働審判】 広島地方裁判所 民事訟廷事務室（南棟1階） 広島市中区上八丁堀2番43号 TEL 082-228-0458</p> <p>【その他の手続】 求める金額が140万円以下の訴訟及び少額訴訟は簡易裁判所で、140万円を超える訴訟は地方裁判所(本庁及び各支部)で行います。調停は簡易裁判所で行います。 なお、申立てには、申立手数料、郵便切手などが必要です。 県内の地方裁判所の支部及び簡易裁判所は、次のとおりです。 (相手方の住所(本店所在地)等によって申し立てる裁判所が決まります。)</p> <p>広島簡易裁判所(広島市中区上八丁堀2-43) 082-502-2210 呉支部・呉簡易裁判所(呉市西中央4-1-46) 0823-21-4991 尾道支部・尾道簡易裁判所(尾道市新浜1-12-4) 0848-22-5285 福山支部・福山簡易裁判所(福山市三吉町1-7-1) 084-923-2890 三次支部・三次簡易裁判所(三次市三次町1725-1) 0824-63-5141 東広島簡易裁判所(東広島市西条朝日町5-23) 082-422-2279 可部簡易裁判所(広島市安佐北区可部4-12-24) 082-812-2205 大竹簡易裁判所(大竹市白石1-7-6) 0827-52-2309 竹原簡易裁判所(竹原市竹原町3553) 0846-22-2059 府中簡易裁判所(府中市鶴飼町542-13) 0847-45-3268 庄原簡易裁判所(庄原市西本町1-19-8) 0824-72-0217</p>

作成者:労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(労働紛争解決ネット広島) 順不同

平成26年10月6日現在